

高松市美しいまちづくりアドバイザー制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美しいまちづくりに関する指導、助言等を行う高松市美しいまちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の委嘱及び派遣に関し必要な事項を定めることにより、地域の特性をいかした美しいまちづくりを支援し、もって市民及び事業者の美しいまちづくりに関する意識の向上を図ることを目的とする。

(委嘱)

第2条 市長は、景観、建築、都市計画、まちづくり、環境美化等の美しいまちづくりに関する専門的知識を有する者及び美しいまちづくりのための活動者のうちから適当と認められる者を、アドバイザーとして委嘱する。

(任期)

第3条 アドバイザーの任期は、委嘱された日から2年以内で市長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

(アドバイザーの業務)

第4条 アドバイザーは、市長の要請により、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 美しいまちづくりに関する講演会、勉強会、ワークショップ等における講演及び助言
- (2) 市民等による美しいまちづくりに関するルールづくりにおける指導及び助言
- (3) 高松市景観条例（平成24年高松市条例第45号）第9条第1項に規定する協議における指導及び助言
- (4) その他市長が必要と認める業務

(派遣の対象)

第5条 アドバイザーの派遣を申請できる団体等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 美しいまちづくりに関する活動等に取り組み、又は取り組もうとする地域の団体等

(2) 地域の住民と連携して美しいまちづくりに関する活動等に取り組み、
又は取り組もうとする事業者等

2 アドバイザーの派遣対象事業は、前項各号の団体等が行う活動で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 美しいまちづくりに資する目的で開催されるものであること。

(2) 市民又は市内に通勤・通学する者を対象とするものであること。

(3) おおむね10名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。

(4) 営利又は政治思想、宗教の教義等を広めることを目的として開催されるものでないこと。

(5) 社会貢献活動の一環として行うものであること（事業者等が実施するものに限る。）。

(派遣の手續)

第6条 アドバイザーの派遣を希望する者は、原則として派遣希望日の30日前までに高松市美しいまちづくりアドバイザー派遣申請書（様式第1号）を市に提出するものとする。

2 市長は、前項による派遣の申請書が提出された際には、内容を審査し、派遣の可否を決定するものとする。

3 市長は、アドバイザーを派遣することを決定したときは、高松市美しいまちづくりアドバイザー派遣決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、アドバイザーを派遣しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、派遣終了後、速やかに高松市美しいまちづくりアドバイザー派遣実施報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

(報償)

第8条 市長は、アドバイザーが第4条の要請による業務を行ったときは、予算の範囲内において、謝金を支給するものとする。

(守秘義務)

第9条 アドバイザーは、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバ

イザーを退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 アドバイザーに関する庶務は、都市整備局都市計画課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。